昭和53年9月28日 条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童がに父母のいない児童(以下「母子・父子家庭等」という。)の健康の保持及び生活の安定のために医療費を助成することによつて、母子・父子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平3条例12・平26条例29・一部改正)

(受給資格者)

- 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格(以下「受給資格」という。)を有する者(以下「受給資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項 に規定する配偶者のない女子で18歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある者(同日後引き続いて小学校、中学校(中等教育学校の前 期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する 者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子 家庭の母」という。)
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)
 - (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童

- (4) 父母のない児童
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であつて、居住地特例(病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなつた者について、入院等の前の住所地である市町村が、その者が引き続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。)を採用していない場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給 資格者としない。
 - (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30

号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第 106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるこ ととされた支援給付を含む。)を受けている者

- (4) 瀬戸市子ども医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第12号)第3条に 規定する受給資格者に監護されている子ども又は瀬戸市心身障害者医 療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)の規定により医療費の助成 を受けることができる者
- (5) 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。) で前年の所得(1月から7月までの間にあつては、前々年の所得)が所得 税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族 (以下「扶養親族等」という。)並びに母子家庭の母等が前年(1月から7 月までの間にあつては、前々年)の12月31日において生計を維持してい た扶養親族等でない18歳未満の者(母子家庭の母等が同日において生 計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政 令第405号。以下「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態 にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定め る額以上であるもの及びその者に現に扶養されている児童
- (6) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同様の医療に関する給付を受けることができる者
- 5 前項第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手 当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及び その額の計算方法の例による。

(昭57条例33・昭61条例12・平3条例12・平11条例11・平12条例35・ 平15条例15・平15条例30・平18条例18・平18条例32・平19条例 10・平20条例10・平20条例11・平20条例29・平26条例29・一部改正)

(受給者証)

- 第3条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより母子・父子 家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。
- 2 前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、次条第1項の規定による医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(昭57条例33・平3条例12・平12条例35・平26条例29・一部改正) (助成の範囲)

- 第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子・父子家庭等の医療費(以下「母子・父子家庭等医療費」という。)として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規 定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。 ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(昭61条例12・平3条例12・平12条例35・平26条例29・一部改正) (助成の方法)

- 第5条 母子・父子家庭等医療費の助成は、当該母子・父子家庭等医療費を 医療機関等に支払うことによつて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより母子・父子家庭等医療費の助成を行うことができる。

(平3条例12・平26条例29・一部改正)

(届出の義務)

第6条 受給者は、受給資格を失つたとき、母子・父子家庭等医療費の助成 事由が第三者の行為によつて生じたものであるとき、又は規則で定める 事項について変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なけ ればならない。

(平3条例12·平26条例29·一部改正)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、母子・父子家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した母子・父子家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(平3条例12・平26条例29・一部改正)

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により母子・父子家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平3条例12・平26条例29・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第9条 母子・父子家庭等医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保 に供することができない。

(昭57条例33・平3条例12・平12条例35・平26条例29・一部改正) (報告)

第10条 市長は、母子・父子家庭等医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定を受けようとする者又は受給者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(昭57条例33・平3条例12・平26条例29・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

(適用)

2 母子家庭医療費の助成は、この条例施行の日以後に行われた医療について適用する。

附 則(昭和57年12月27日条例第33号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則(平成3年6月29日条例第12号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

(瀬戸市老人医療費助成条例の一部改正)

第2条 瀬戸市老人医療費助成条例(昭和46年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(瀬戸市戦傷病者医療費助成条例の一部改正)

第3条 瀬戸市戦傷病者医療費助成条例(昭和57年瀬戸市条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成11年3月31日条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月27日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第15号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児医療費の助

成、改正後の瀬戸市心身障害者医療費助成条例の規定による心身障害者 医療費の助成及び改正後の瀬戸市母子家庭等医療費助成条例の規定によ る母子家庭等医療費の助成は、この条例施行の日以後に行われた医療に ついて適用する。

附 則(平成19年3月30日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の瀬戸市心身障害者医療費助成条例、瀬戸市母子 家庭等医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例の規定は、 平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成26年9月30日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市母子家庭等医療費助成条例第 3条の規定により交付された母子家庭等医療費受給者証のうち、この条例 の施行の日以後に有効期間が満了するものについては、当該有効期間の 満了の日までの間は、改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例 第3条の規定により交付された母子・父子家庭等医療費受給者証とみなす。 (瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正)

3 瀬戸市子ども医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

4 瀬戸市精神障害者医療費助成条例(平成15年瀬戸市条例第16号)の一部 を次のように改正する。

[次のよう] 略